

柳井市国民保護計画

令和7年5月
柳 井 市

平成 19 年 2 月策定
平成 21 年 5 月改定
令和 2 年 1 月改定
令和 3 年 1 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 7 年 5 月改定

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	用語の意義	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1	関係機関の事務又は業務の大綱	7
2	関係機関の連絡先	10
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	17
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	市の各部課室における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	22
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	29

1	研修	29
2	訓練	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	32
1	避難に関する基本的事項	32
2	避難実施要領のパターンの作成	33
3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	柳井市緊急事態連絡室の設置	40
2	柳井市国民保護対策本部への移行に要する調整	43
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	43
第2章	柳井市国民保護対策本部の設置等	44
1	柳井市国民保護対策本部の設置	44
2	通信の確保	53
第3章	関係機関相互の連携	55
1	国・県の対策本部との連携	55
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	57
7	ボランティア団体等に対する支援等	57
8	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達等	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	62

1	避難の指示の通知・伝達	6 2
2	避難実施要領の策定	6 3
3	避難住民の誘導	6 5
4	武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項	6 8
5	基本的な避難の類型	7 0
6	市の地域特性に応じた避難の方法	7 2
第5章	救援	7 6
1	救援の実施	7 6
2	関係機関との連携	7 6
3	救援の内容	7 7
第6章	安否情報の収集・提供	8 0
1	安否情報の収集	8 0
2	県に対する報告	8 1
3	安否情報の照会に対する回答	8 1
4	日本赤十字社に対する協力	8 2
第7章	武力攻撃災害への対処	8 3
第1	武力攻撃災害への対処	8 3
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 3
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 3
第2	応急措置等	8 4
1	退避の指示	8 4
2	事前措置	8 5
3	警戒区域の設定	8 5
4	応急公用負担等	8 6
5	消防に関する措置等	8 7
第3	生活関連等施設における災害への対処等	8 9
1	生活関連等施設の安全確保	8 9
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 9
3	柳井火力発電所に係る武力攻撃災害の発生防止	9 0
第4	N B C 攻撃による災害への対処	9 1
1	N B C 攻撃による災害への対処	9 1
第8章	被災情報の収集及び報告	9 4
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9 5
1	保健衛生の確保	9 5
2	廃棄物の処理	9 6
第10章	国民生活の安定に関する措置	9 7
1	生活関連物資等の価格安定	9 7
2	避難住民等の生活安定等	9 7
3	生活基盤等の確保	9 7

第 1 1 章	特殊標章等の交付及び管理	9 8
第 4 編	復旧等	1 0 0
第 1 章	応急の復旧	1 0 0
1	基本的考え方	1 0 0
2	公共的施設の応急の復旧	1 0 0
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	1 0 1
1	基本的な考え方	1 0 1
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 0 2
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 0 2
2	損失補償及び損害補償	1 0 2
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 0 2
第 5 編	緊急対処事態への対処	1 0 3
1	緊急対処事態	1 0 3
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 0 3

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、不断の外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。このため、柳井市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）に基づき、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、市内に居住または滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置など、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）等を定めた「柳井市国民保護計画」を作成する。

本計画の作成主体である市の責務、計画の位置づけ、構成等は以下のとおりである。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法 3 条関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法 35 条関係）

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法 35 条関係）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処
資料編

3 用語の意義

この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。

(1) 法令名

用語等	意 義	備 考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	

(2) 機関名等

用語等	意 義	備 考
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第2条

(3) 武力攻撃関連

用語等	意 義	備 考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条

武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	事態対処法第1条
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害	法第2条
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃	

(4) 国民保護措置関連

用語等	意 義	備 考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同項第6号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法第2条
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第172条
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）	法第52条

避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第75条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第81条 では「物資」
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第102条 (発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所等)
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第103条 (消防法で規定する危険物等)

4 市国民保護計画の見直し、変更手続（法 35 条関係）

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法5条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6条関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法8条関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3条関係）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法4条関係）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法7条関係）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22条関係）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

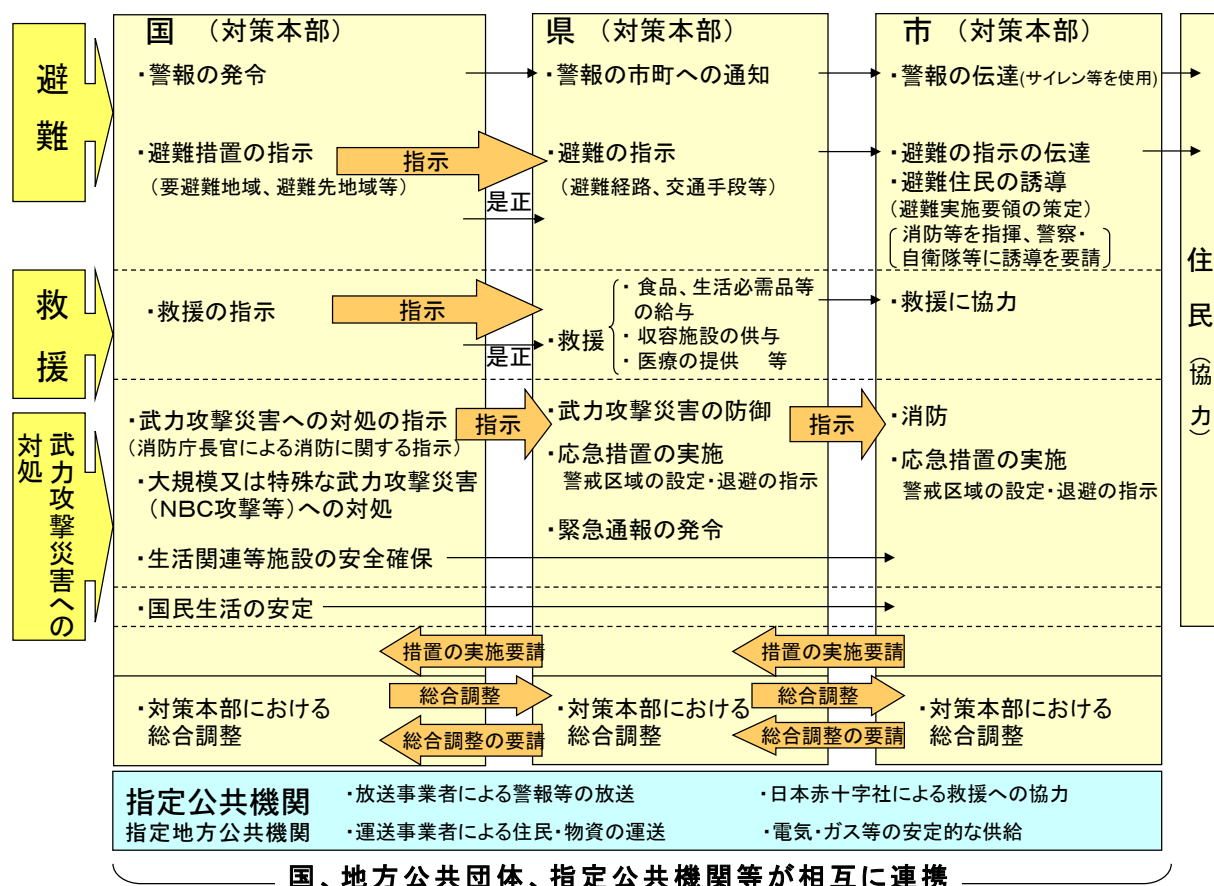
(9) 市の地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、本市の地域特性(①有人離島である平郡島があること②臨海部にLNG火力発電所があること)について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね以下に掲げる事務又は業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（〔 〕は指定行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔警察庁〕 中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

[防衛省] 中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
[総務省] 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
[財務省] 中国財務局 （山口財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
[財務省] 門司税関 （下関税関支署、宇部税関支署、徳山税関支署、岩国税関支署）	1 輸入物資の通関手続き
[厚生労働省] 中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
[厚生労働省] 山口労働局	1 被災者の雇用対策
[農林水産省] 中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
[林野庁] 近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用資材の調達・供給
[経済産業省] 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
[国土交通省] 中国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

[国土交通省] 中国運輸局 (山口運輸支局) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両・船舶の安全保安
[国土交通省] 大阪航空局 (広島空港事務所) (北九州空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全保安
[国土交通省] 福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第六管区海上保安本部 (徳山海上保安部) (広島海上保安部) (岩国海上保安署、柳井海上保安署) 第七管区海上保安本部 (仙崎海上保安部) (門司海上保安部) (下関海上保安署、宇部海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活等関連施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の分類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給

水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
西日本高速道路㈱ (中国支社)	1 高速道路の管理
日本赤十字社 (山口県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 (下関支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県、県内他市町、消防、関係指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先（名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法）について整理し、連絡窓口を把握しておく。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、山口県の南東部にあり、瀬戸内海の西寄り、伊予灘の北寄りに位置している。市街地中央部を柳井川が流れ、市街地周辺には、北部に日積・伊陸、西部に新庄・余田、南部半島部に伊保庄・阿月、東部に大島、さらに瀬戸内海上に周囲 31.0Km の平郡島がある。

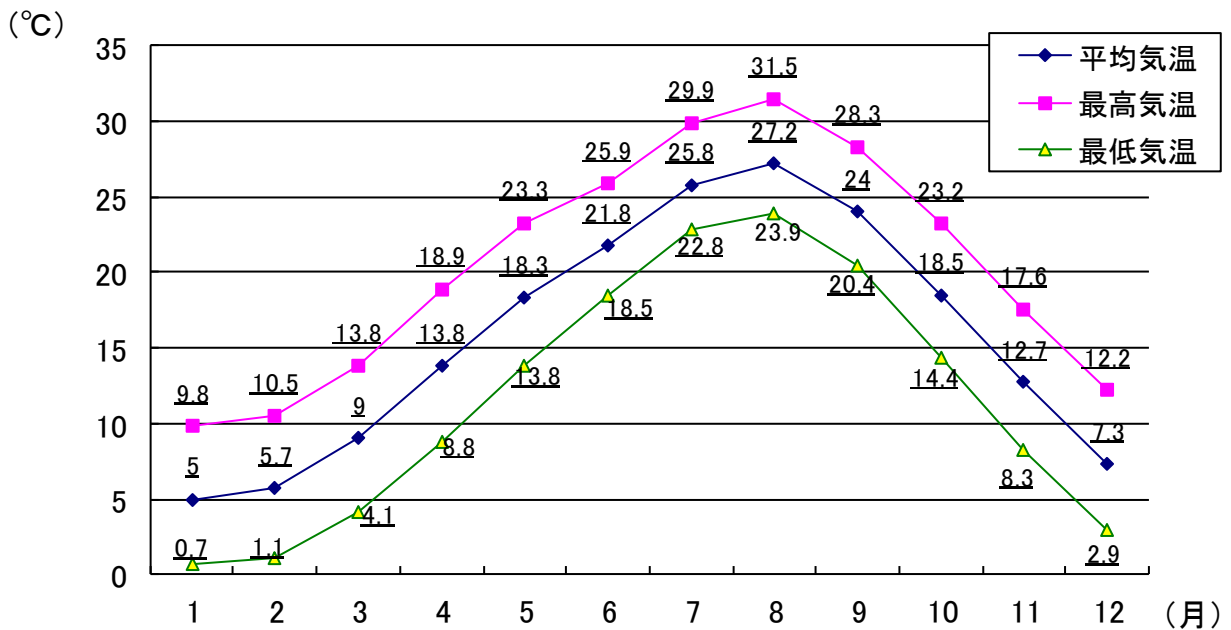
東西 20.0Km 南北 31.8Km の広ぼうで、全面積は 140.03Km²(令和 6 年 10 月 1 日現在)である。地形的条件では、市域面積の 67.6%が山地、16.5%が山麓を含めた丘陵地、14.3%が平地(大地、低地)という構成になっている。

柳井湾を臨む低地部には、市域の中核部である柳井から西部に新庄・余田地区が続いている。市域北部の日積・伊陸地区は、ほぼ由宇川上流部にあたり、500m 級の山地に囲まれた盆地を形成している。市域南部の伊保庄・阿月地区は室津半島の東半分を占める狭長な柳井湾沿岸斜面からなる地域となっている。市域東部の大島地区は、北側の山地から南に沿岸斜面からなる地形となっている。

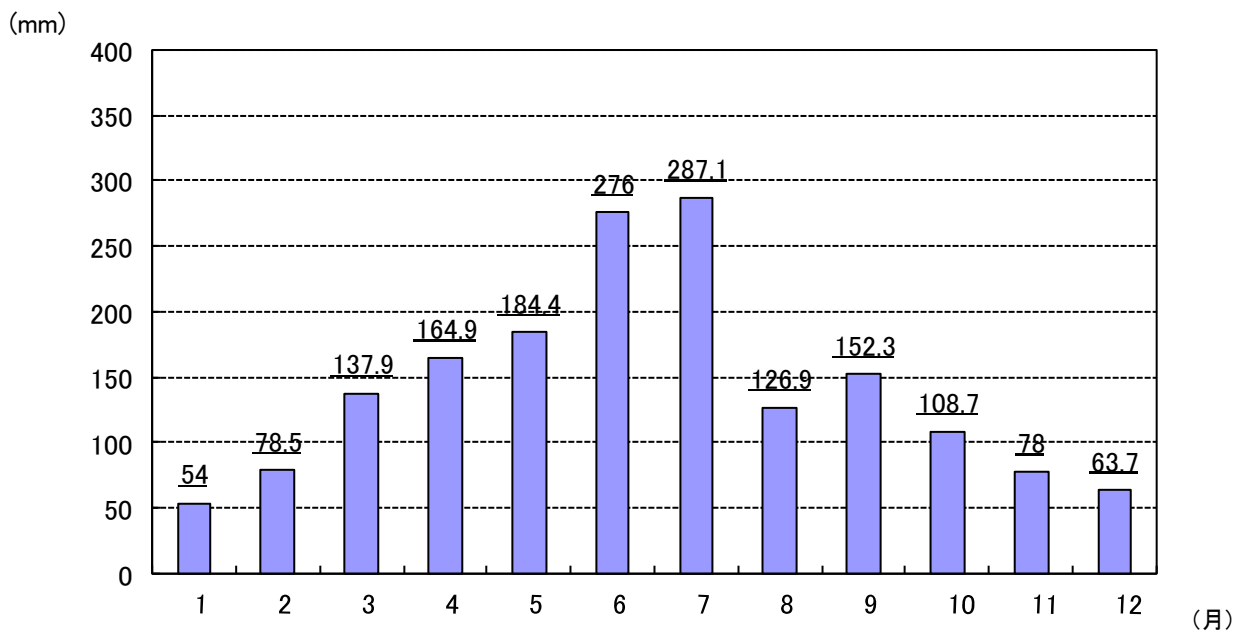
(2) 気候

気候は、「瀬戸内海型気候区」特有の温かな気候である。年平均気温は、海岸部で 15℃から 16℃、標高約 500m の琴石山・三ヶ嶽の北部に位置する山間部で 14℃から 15℃とやや低くなっている。年間降雨量は、1,700mm～1,800mm である。

□月別平均気温（1991 年～2020 年）



□月別平均降水量（1991 年～2020 年）



気象庁ホームページ「各種データ・資料」

(3) 人口分布

人口は 29,233 人（令和 6 年 12 月末現在、外国人含む）で、柳井地区の柳井駅、柳井港駅周辺に集中している。

地区別人口等

地域	世帯数	男	女	計
柳井地区	7,845	7,226	8,211	15,437
日積地区	684	557	630	1,187
伊陸地区	728	633	711	1,344
新庄地区	2,045	1,954	2,186	4,140
余田地区	649	629	719	1,348
伊保庄地区	1,356	1,171	1,353	2,524
阿月地区	335	276	308	584
平郡地区	160	103	110	213
大畠地区	1,365	1,134	1,322	2,456
計	15,167	13,683	15,550	29,233

(令和6年12月末現在 住民基本台帳より)

年齢別人口

年齢層	男	女	計
100歳以上	3	51	54
95～99歳	44	235	279
90～94歳	218	584	802
85～89歳	421	866	1,287
80～84歳	761	1,267	2,028
75～79歳	1,170	1,436	2,615
70～74歳	1,148	1,292	2,440
65～69歳	1,029	1,106	2,135
60～64歳	924	947	1,871
55～59歳	869	968	1,837
50～54歳	1,131	1,084	2,215
45～49歳	913	911	1,824
40～44歳	696	721	1,417
35～39歳	663	590	1,253
30～34歳	538	495	1,033
25～29歳	526	477	1,003
20～24歳	531	560	1,091
15～19歳	671	588	1,259
10～14歳	588	565	1,153
5～9歳	492	457	949
0～4歳	338	350	688
合計	13,683	15,550	29,233

(令和6年12月末現在 住民基本台帳より)

(4) 道路の位置等

道路は一般国道 188 号が東西に延び、東は岩国市、西は平生町に繋がり、一般国道 437 号は市の東部を南北に延び、北は岩国市、南は周防大島町に繋がっている。主要地方道は市街地から新庄、余田を通り田布施町へと続く県道光柳井線（22 号）、また北部に延び岩国市周東町に通じる県道柳井周東線（7 号）、伊陸を通り、岩国市玖珂町に通じる県道柳井玖珂線（70 号）、半島部の伊保庄、阿月を通り、上関町に通じる県道柳井上関線（72 号）などが走っている。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、J R 山陽本線が瀬戸内海沿いに東隣の岩国市から、大島駅、柳井港駅、市街地の柳井駅と続き、西隣の田布施町へ続いている。

また、柳井港駅の南方約 250m に位置する柳井港では、四国松山への大型フェリーが 1 日に十数本就航し、また市内唯一有人離島である平郡島へもフェリーが就航している。その他上関町祝島方面にも就航する定期船等も発着し、海運交通の重要な港となっている。

(6) 平郡島

柳井港の南方 22.2 k m の瀬戸内海上に面積 16.56 k m²、周囲 31.0 k m、人口 213 人（令和 6 年 12 月末住民基本台帳）の東西に細長い平郡島がある。島には急傾斜地が多く、集落は島の東端の北岸と西部の南の入り江の東西にそれぞれある。

平郡島と柳井港の間は 1 日 2 往復、定期フェリー（平郡航路(有)）が就航し、東西それぞれの集落に停泊する。フェリーの定員は 158 人（最大 258 人）で、就航時間は柳井港から東の集落まで約 1 時間 40 分である。

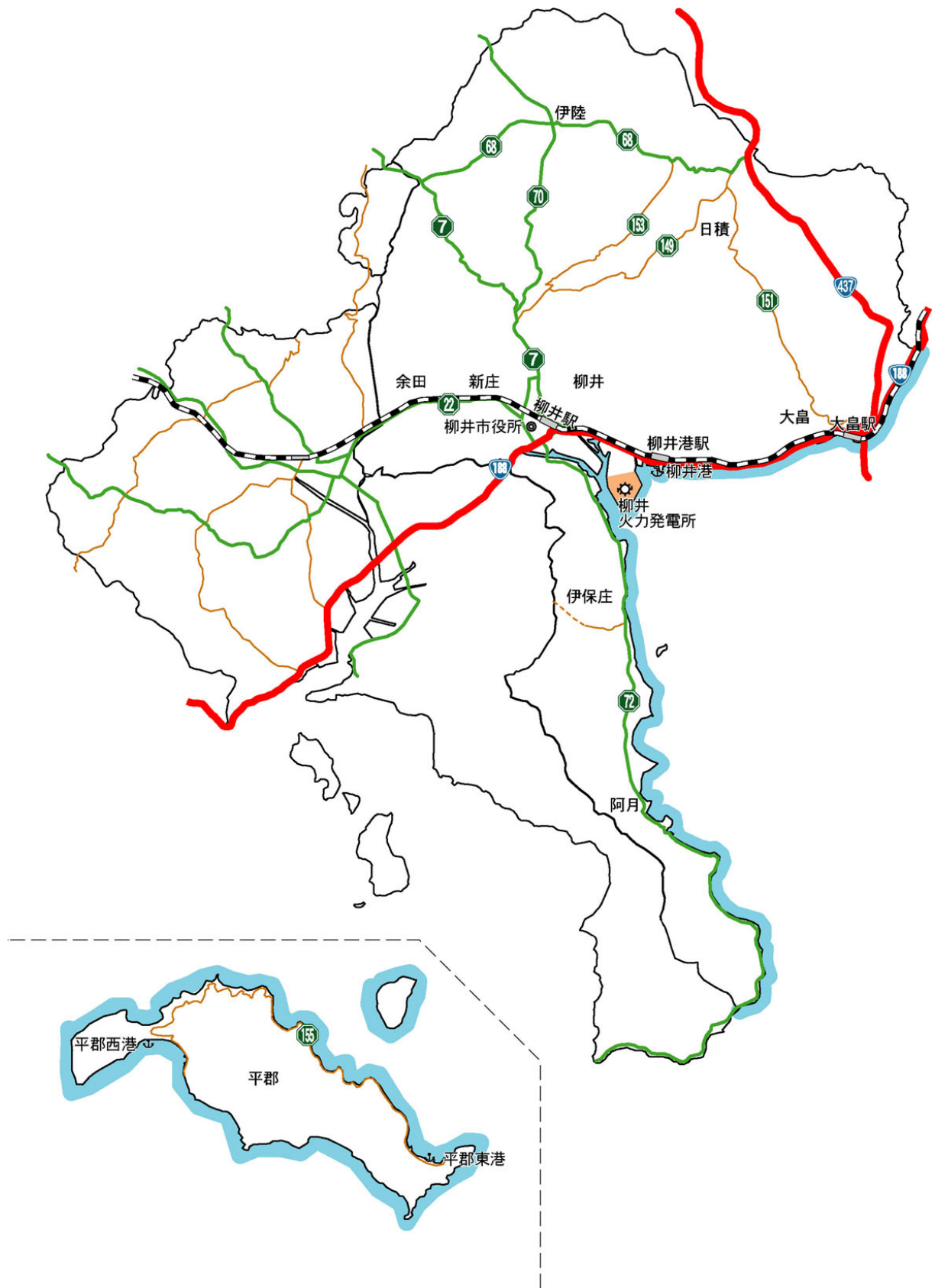
(7) 火力発電所

市内を流れる柳井川と土穂石川の河口部分に L N G（液化天然ガス）を燃料とした 140 万 k W の出力を持つ中国地方で最大の火力発電所がある。発電所敷地内には、多目的グラウンド、テニスコート、芝生広場を有する。

(8) 課題

平郡島の住民を一度に避難する必要がある場合、民間の平郡航路(有)のフェリーだけでは不十分であるので、他の機関の応援を必要とする。

柳井市図面



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている着上陸侵攻など4類型を対象とし、それぞれの特徴及び留意点は、以下のとおり。

① 着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
・ 国民保護措置実施地域が広範囲。期間が長期。武力攻撃予測事態において住民避難も想定。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が目標になりやすい。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生。石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想定。	・ 事前準備可能。先行避難、広域避難。武力攻撃災害広範囲。 ・ 攻撃終結後の復旧が課題。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
・ 事前予測困難。突発的な被害発生の可能性。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾（ダーティボム）の使用も想定。	・ 攻撃当初は屋内に一時避難。その後、適当な避難地へ移動。 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等。

③ 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
・ 発射段階で攻撃目標の特定困難。短時間で着弾。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて被害の様相、対応に相違。 ・ 通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ、被害は局限化。家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化。 ・ 屋内避難、消火活動中心。

④ 航空攻撃

特 徴	留 意 点
・事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定困難。 ・都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になることも想定。 ・意図達成まで攻撃が繰り返される可能性。 ・通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等。	・攻撃の目標地を限定せず広範に屋内避難。 ・生活関連等施設の安全確保措置必要。

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり。

《核（Nuclear）兵器等》

特 徴	留 意 点
・当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害発生。 ・放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大。	・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療必要。 ・風下への避難を避ける。 ・外部被爆や内部被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理必要。

《生物（Biological）兵器》

特 徴	留 意 点
・人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動し、被害拡大。 ・ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡大。	・国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定。 ・病原体の特性に応じた医療、蔓延防止対策が重要。

《化学（Chemical）兵器》

特 徴	留 意 点
・風下方向に拡散。サリンは空気より重く、下をはうように拡散。	・原因物質の検知、汚染地域の特定。風上の高台に住民を誘導。 ・汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療。 ・汚染地域の除染、原因物質の除去重要。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、市は、緊急処理事態における対処については、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊	・爆発、火災による住民被害、建物、ライフライン等の被災 ・危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞 ・下流での被害多大

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破、施設崩壊による人的被害多大

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線による後年のガン発症 ・生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 ・化学兵器の特徴と同様

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事 態 例	被害概要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・施設の破壊に伴う人的被害。施設規模により被害の大きさに差異。建物、ライフライン等が被災

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務（全部局）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から、その準備に係る業務を行う。

[市の各部課室における平素の業務]

部 名	平素の業務
総務部	・ 国民保護計画の作成に関すること ・ 国民保護協議会の設置、運営に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 国民保護に関わる県、他市町その他関係機関との連絡調整に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 他市町との相互応援協定に関すること ・ 国民保護に関する普及・啓発に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 警報及び緊急通報の伝達システムの整備・点検に関すること ・ 自主防災組織の育成・支援に関すること ・ 資機材の備蓄・整備に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・ 安否情報システムの整備に関すること。 ・ 市国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置、運営に関すること ・ 生活必需品の備蓄に関すること ・ 消防団員等に対して行う特殊災害教育に関すること ・ 消防団との連絡調整に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 広域消防との連絡調整に関すること ・ 庁舎等の整備、点検に関すること ・ 公用車両の運用に関すること

総合政策部	・ 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関する事 ・ 庁内情報システムの保全管理に関する事 ・ 報道機関との連絡調整に関する事
健康福祉部	・ 避難施設の運営体制の整備に関する事 ・ ボランティア、NPOの把握、支援に関する事 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 社会福祉施設との連絡調整に関する事 ・ 医師会、病院等関係機関との連絡調整に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事
市民部	・ 廃棄物処理に関する事 ・ 漂流物等の情報収集・情報伝達に関する事
経済部	・ 農業関連事業者との食品供給に関する事 ・ 避難用船舶（漁船）の把握に関する事 ・ 水産業施設の把握に関する事 ・ 農林業用施設の把握に関する事 ・ 漁港施設の把握に関する事 ・ ダム施設の把握及び保安対策に関する事 ・ バス、トラックその他運送事業者の輸送能力の把握に関する事 ・ バス、トラックその他輸送手段に対する支援要請体制の確立に関する事 ・ 市内観光客の情報収集に関する事 ・ 食料品、衣料品、寝具及び日用品等の確保に関する事
建設部	・ 資機材の備蓄・整備に関する事 ・ 道路、港湾施設の把握及び保安対策に関する事 ・ 土木建築資材の状況把握及び建設業協会等との連絡調整に関する事 ・ 想定避難路等の関係機関との事前調整に関する事 ・ 地下道、都市公園等の都市計画施設の保安対策に関する事 ・ 公営住宅の把握及び保安対策に関する事 ・ 下水道施設（農業集落排水施設含む。）の把握及び保安対策に関する事
教育委員会	・ 文教施設等の保全に関する事 ・ 市立学校等への警報伝達体制の整備に関する事 ・ 国民保護に関する啓発及び教育に関する事

2 市職員の参集基準等（全部局）

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

事態レベル	体 制	参 集 職 員
I	担当課による情報収集体制	総務部危機管理課職員
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、総務部長、総合政策部長、その他市長が指名する部局長、危機管理課長、部長の判断に基づく部等関係職員、危機管理課職員
III	国民保護対策本部設置	全ての市職員

【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	I (情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	II (緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合	II (緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	III (国民保護対策本部)

※ 警報は武力攻撃事態等の場合、事態が発生している地域だけでなく、全国に通知・伝達される。

※ 担当課（危機管理課）による情報収集体制の配備は、市長と協議の上、危機管理課長が行う。

※ 緊急事態連絡室の設置は、市長が行う。

※ 国民保護対策本部は、県を通じて国からの指定の通知に基づき設置する。

※ 消防本部においても、同様に消防本部及び消防署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応（全部局）

市の幹部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

[市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員の代替職員]

国民保護対策本部	職 名	代替職員 (第1順位)
本部長	市長	副市長
副本部長	副市長	総務部長
本部員	総務部長	危機管理課長
	総合政策部長	政策企画課長
	健康福祉部長	社会福祉課長
	市民部長	市民生活課長
	経済部長	農林水産課長
	建設部長	土木課長
	教育長	学校教育課長
	教育部長	教育総務課長

(6) 職員の服務基準

市は、体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目の実施に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

3 消防機関の体制（消防本部、危機管理課）

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部及び消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等（総務部、健康福祉部）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目の内容に基づき、担当課を設定し該当課へ通知する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【想定される国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存（総務課）

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方（危機管理課）

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携（危機管理課）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携（全部局）

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備（消防本部）

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握（危機管理課）

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携（健康増進課）

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等（危機管理課、商工観光課、農林水産課）

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援（危機管理課、社会福祉課）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

【防災における市と関係機関との主な協定】

協 定 名 称	関 係 機 関
災害時における物資の供給に関する協定	山口県 LP ガス協会柳井支部
災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書	守常レンタルリース株式会社他
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	生活協同組合コープやまぐち他
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	柳井市建設業協同組合他

第3 通信の確保（危機管理課）

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方（消防本部、危機管理課）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備 (法 47 条関係：危機管理課)

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備

市は、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等 (海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署 (これらの事務所がない場合は海上保安本部) をいう。以下同じ。) との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音 (「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知) については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (危機管理課)

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所 |
| ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の住所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |
| ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（危機管理課）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修（危機管理課）

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング

等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（消防本部、危機管理課）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 訓練への住民の参加については、どこまでも、住民の自発的な協力を委ねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがないように留意する。
- ⑥ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑦ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項（関係部局）

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が必要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（危機管理課）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項（関係部局）

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を

補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (商工観光課)

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
 - ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※【離島における留意事項】

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

- 【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】
- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力（危機管理課）

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課
	9号	ダム	国土交通省	河川課 農村整備課 企業局総務課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	商政課
	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒（全部局）

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄（危機管理課）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（関係課）

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確

保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（危機管理課、教育委員会）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（危機管理課）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本市に対して国民保護対策本部設置について指定の通知がない場合においても、状況に応じて、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確保することが必要となる。

このため、市は、こうした事態において、「柳井市緊急事態連絡室」を設置し、関係機関からの情報収集や連携協力によりの確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

1 柳井市緊急事態連絡室の設置（全部局）

(1) 設置基準

- ① 国において武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急事案」という。）に関する情報を入手し、市長が柳井市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という）の設置が必要であると認めた場合
- ② 国において武力攻撃事態等の認定が行われたものの、国から県を通じ、市に対し国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合（既に①に該当している場合を除く。）

(2) 廃止基準

- ① 緊急事態が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- ② 武力攻撃事態等が終結した場合
- ③ 柳井市国民保護対策本部に移行した場合
- ④ その他市長が廃止することが適当と認めた場合

(3) 組織

市緊急事態連絡室は、次の者をもって組織する。

室長：市長（事故があるときは、副市長が代理）

室員：副市長、総務部長、その他市長が指名する部局長、

事務局：危機管理課職員

(4) 設置場所

市緊急事態連絡室は、原則として401会議室に設置する。

(5) 市緊急事態連絡室設置の連絡

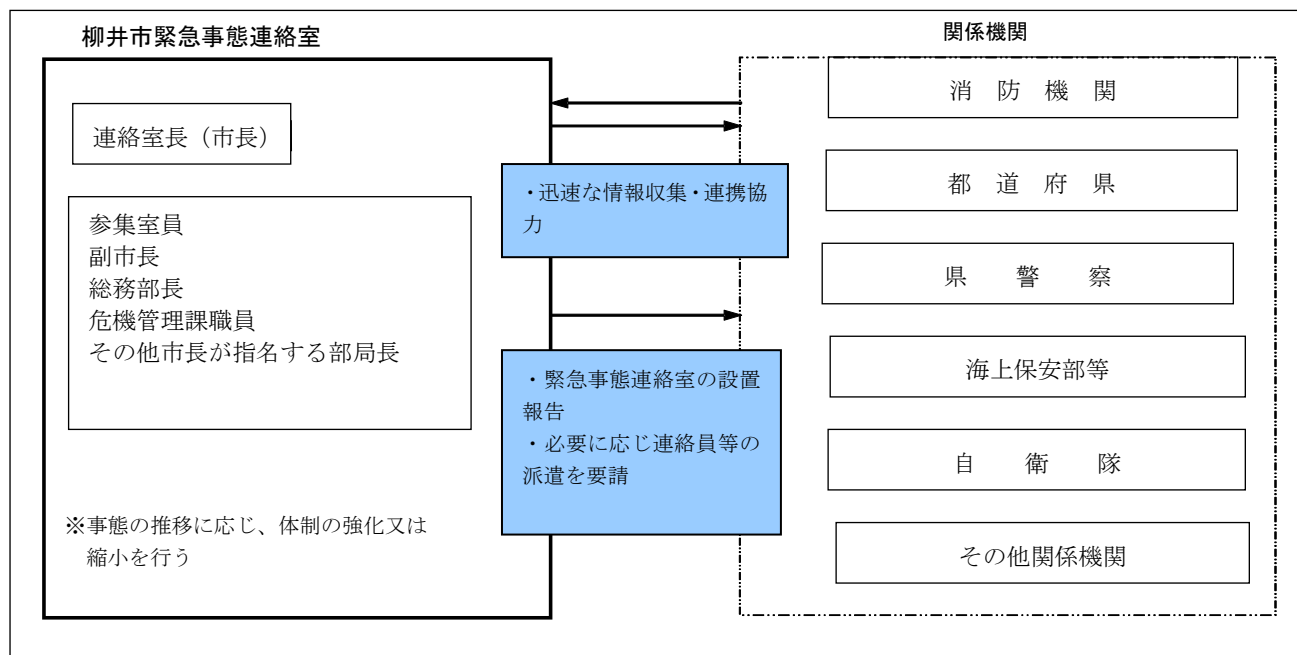
市緊急事態連絡室設置を設置したときは県など関係機関にその旨を連絡し、報道発表する。

連絡先	連絡責任者
県（防災危機管理課）	危機管理課
県警察	危機管理課
指定地方行政機関	危機管理課
自衛隊	危機管理課
消防機関	危機管理課
指定公共機関、指定地方公共機関	危機管理課
市議会	議会事務局
その他の機関	関係部局

(6) 市緊急事態連絡室の事務及び初動措置

- ① 市は、武力攻撃事態等の認定前においては、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- ② 市は、武力攻撃事態等の認定後においては、県、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努めるとともに、県の行う緊急通報の発令や避難の指示等に基づき必要な措置を講じる。
- ③ 室長（市長）は、情報の収集等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、「柳井市緊急事態連絡室会議」を招集する。
- ④ 市長は、県、自衛隊その他関係機関に対して、必要に応じ、連絡員等の派遣を要請する。
- ⑤ 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

※【柳井市緊急事態連絡室の構成等】



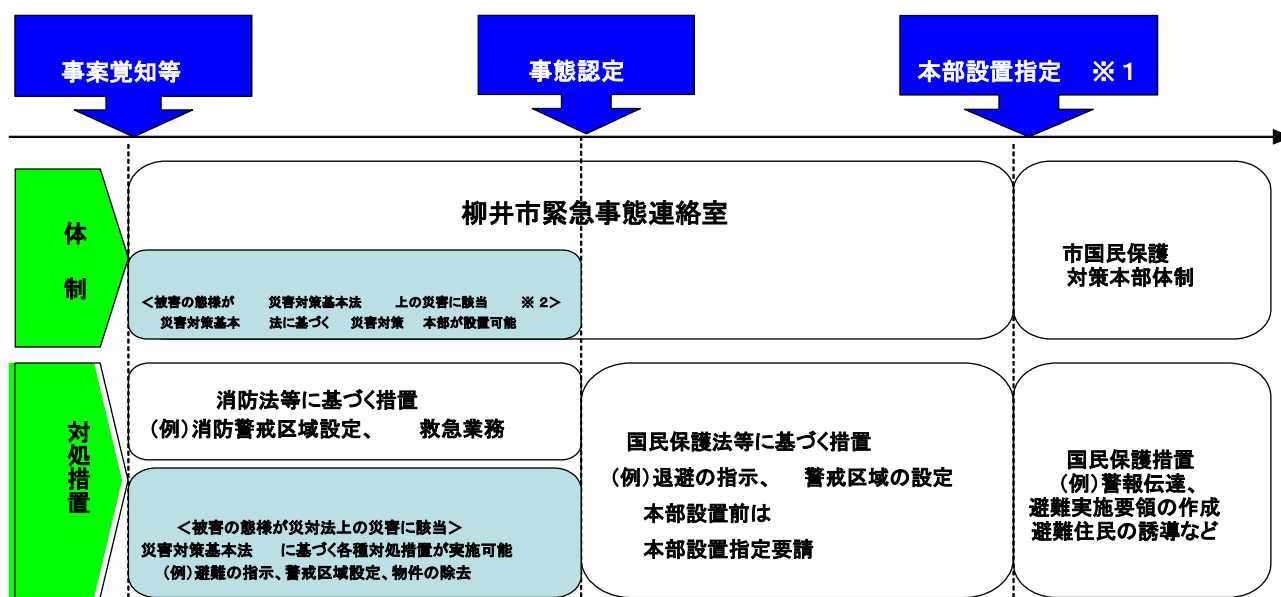
※ 住民からの通報、市からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

2 柳井市国民保護対策本部への移行に要する調整

市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに柳井市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して新たな態勢に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講じる等必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応（危機管理課）

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合など、武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合には、担当課による情報収集体制を立ち上げ、さらに、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等においても、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 柳井市国民保護対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、国から県通じて市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに、「柳井市国民保護対策本部」を設置し、市内での国民保護措置の総合的な推進を図る。

1 柳井市国民保護対策本部の設置（全部局）

(1) 設置基準

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたとき。

(2) 廃止基準

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の解除を受けたとき。

(3) 設置手順

① 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに「柳井市国民保護対策本部」を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(4) 職員の参集

① 全職員の参集

市対策本部が設置されたときは、全職員は直ちに参集する。

② 参集指示系統

・市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急時の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

・各部局連絡責任者は、部局内各課、関係出先機関の連絡責任者に対し、各所属職員の参集の指示を行い、体制の確立に努める。

③ 参集場所

原則として、本部員、各部連絡責任者、危機管理課職員は本部会場（401会議室）に参集し、その他の職員については各所属に参集する。

なお、武力攻撃事態の状況により、所定の場所に参集できない場合は、最寄りの公民館等の市関係施設に非常参集する。

(5) 市対策本部の設置場所

柳井市国民保護対策本部は、市庁舎401会議室に設置する。

その際、危機管理課職員は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることから、通信手段の良好な状態を維持確認する）。

また、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市

対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位はサンビームやない）。なお、事態等の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

さらに、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(6) 市対策本部の設置の連絡

市対策本部が設置されたときは、市緊急事態連絡室設置に準じ、県など関係機関にその旨を連絡し、報道発表する。

連絡先	連絡責任者
県（防災危機管理課）	危機管理課
県警察	危機管理課
指定地方行政機関	危機管理課
自衛隊	危機管理課
消防機関	危機管理課
指定公共機関、指定地方公共機関	危機管理課
市議会	議会事務局
その他の機関	関係部局

(7) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第26条関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

※ 事態の発生原因に応じた（初動）体制の確立（危機管理課）

本市において、市民生活の安定、市民の生命、財産に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合、事態の発生原因に応じ、次の体制を確立する。

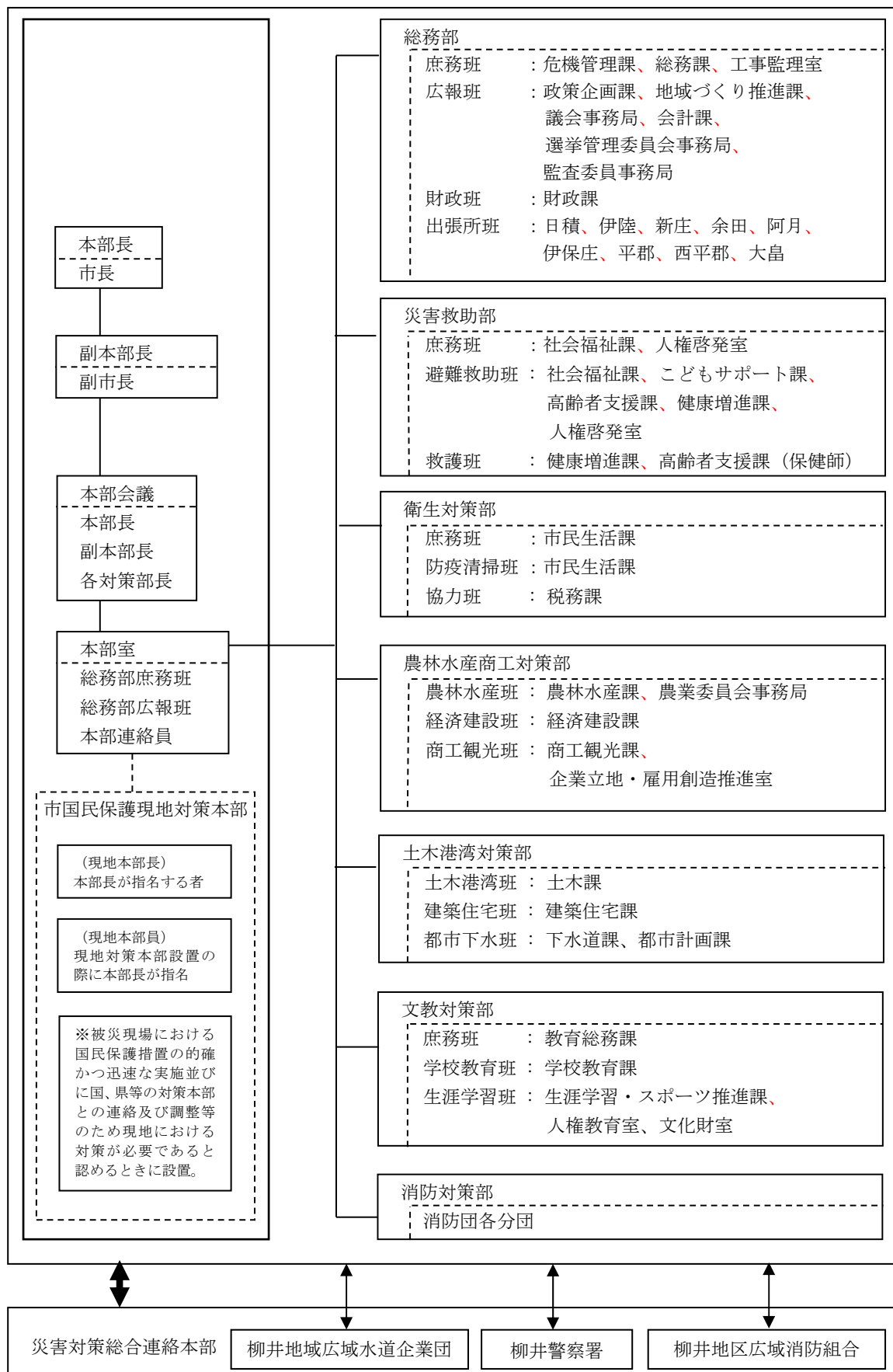
体 制	緊急事態の類型
柳井市災害対策本部	自然災害及び事故災害
柳井市国民保護対策本部	武力攻撃事態等及び緊急処理事態
柳井市危機管理対策本部	上記以外の緊急事態

(8) 組織体制

市対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及び各対策部をもって構成する。

なお、本部長（市長）が必要と認めるときは、柳井市国民保護現地対策本部を設置する。

〈災害対策本部組織図〉



(9) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(10) 本部員会議

- ① 国、県の指示に関する事項
- ② 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項（総合調整に関する事項を含む。）
- ③ 市対策本部内の各部、県及び他の市町国民保護対策本部との連絡調整に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置の実施状況に関する事項
- ⑤ 関係機関との連携推進に関する事項
- ⑥ 国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑦ その他国民保護措置に関する重要事項

(11) 市対策本部における広報等（政策企画課）

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。

① 広報手段

広報は、広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

② 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

また、市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

【報道関係機関一覧】

名 称	所 在 地	連 絡 先	
		T E L	F A X
(新聞社等)			岩国支局電話無
朝日新聞山口総局	山口市緑町 2-20	083-922-0135	0827-28-6701
共同通信社山口支局	山口市中央五丁目 7-3	083-922-2458	083-923-9656
産経新聞社九州総局	福岡市中央区天神 1-9-17	092-717-3477	092-717-3468
時事通信社山口支局	山口市大手町 7-4	083-922-0787	083-922-0810
中国新聞社柳井支局	柳井市南町 3-6-8	0820-22-0247	0820-24-0012
毎日新聞社周南支局岩国通信部	岩国市麻里布町 5-9-16-801	0827-21-0413	0827-21-0414
讀賣新聞岩国支局	岩国市山手町 1-1-14	0827-22-1365	0827-22-1366
周南新報社	柳井市柳井 4820-5	0820-22-1700	0820-22-6123

㈱周防ケーブルネット	柳井市南町 1-4-3	0820-22-6900	0820-22-6903
山口新聞社岩国支局	岩国市室の木町 1-1-4	0827-22-3800	0827-22-3800
防長経済新報社(徳山支局)	周南市岐南町 2-13	0834-32-3533	
山口経済レポート	防府市平和町 5-10	0835-24-1355	0835-25-0135
㈱サンデー・FHT 総研柳井営業所	柳井市南町 3-8-4	0820-23-3366	0820-23-7212
中建日報社周南支局	周南市梅園町 1-3-4	0834-32-7371	0834-32-7372
山口経済ジャーナル	光市中央 5-1-20	0833-48-6008	0833-48-6009
(テレビ・ラジオ)			
NHK 山口放送局 (ニュース班)	山口市中園町 2-1	083-921-3707	083-921-1169
山口放送株式会社(報道部)	周南市公園区	0834-22-2727	0834-32-1121
株式会社テレビ山口周南支社	周南市御幸通 1-11	0834-22-0440	0834-31-7922
山口朝日放送株式会社 (報道制作部周南支社)	周南市御幸通 1-5	050-3085-5116	0834-27-1313

(12) 市対策本部事務局

市対策本部を円滑に運営するため、次のとおり、市対策本部に事務局を置く。

事務局長：危機管理課長

事務局：危機管理課

(13) 事務局及び各対策部の所掌事務

事務局及び各対策部の所掌事務は、次のとおり。

〈市の各部課室における武力攻撃事態における業務〉

部	班 名	担当課	所 掌 事 務
総務部	庶務班	危機管理課 総務課 工事監理室	- 本部及び他部との連絡調整に関すること。 - 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 - 部の庶務に関すること。 - 部内職員の活動計画に関すること。 - 部内業務計画の総合調整に関すること。 - 国民の権利利益に関する文書等の適切な管理保存に関すること。 - 市国民保護対策本部の設置、運営、廃止に関すること。 - 本部員会議に関すること。 - 避難実施要領の策定に関すること。 - 国民保護に関わる県、他の市町村その他の機関との連絡調整に関すること。 - 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。 - 避難誘導に係る要員配置に関する総合調整に関すること。 - 国民保護措置の総合調整に関すること。 - 国民保護措置の実施状況、被災状況その他情報の取りまとめ及び報告に関すること。 - 現地対策本部の設置に関すること。 - 防災行政無線等通信施設の管理運営に関すること。 - 自主防災組織の活動状況の把握に関すること。 - その他国民保護の実施に関し、他班で対応困難な事項に関する調整に関すること。 - 対策本部での決定事項に関する県等関係機関への情報の伝達に関すること。 - 特殊標章及び身分証明書の交付に関すること。 - 対策本部事務局の庶務に関すること。 - 国民保護措置従事職員の動員及び派遣に関すること。 - 他の地方公共団体等の応援職員の受入れに関すること。 - 国民保護措置従事職員の公務災害補償に関すること。 - 国民保護措置従事職員の食料等の確保に関すること。 - 国民保護措置従事職員の健康管理に関すること。 - 被災職員の救済に関すること。 - 安否情報の取りまとめ、照会の受付、回答に関すること。 - 国民保護措置及び武力攻撃災害等に関する市民からの要望及び相談に関すること。 - 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 - 市長会との連絡に関すること。 - 本部長及び副本部長の対外事務の総合処理に関すること。 - 被災地における防犯及び交通安全に関する総合調整に関すること。 - 庁内電話等通信施設、電気施設の管理に関すること。
	広報班	政策企画課 地域づくり推進課 議会事務局 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	- 情報通信網に関すること。 - 庁内情報システム、情報資産の保安全管理に関すること。 - 報道機関との連絡調整に関すること。 - 国民保護措置及び武力攻撃災害等の広報及び広聴に関すること。 - 庁内広報に関すること。
		地域づくり推進課	- 市民活動（ボランティア・NPO等）の支援に関すること。 - 各地域コミュニティ施設からの情報の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
	財政班	財政課	- 市有財産（普通財産）の保安全管理に関すること。 - 市有財産（普通財産）の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 - 市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。

部	班 名	担当課	所 掌 事 務
			4. 本庁公用車等の管理に関すること。 5. 国民保護措置等に必要な財政措置に関すること。
災害救助部	庶務班	社会福祉課 人権啓発室	1. 本部及び他部との連絡調整に関すること。 2. 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3. 部の庶務に関すること。 4. 部内職員の活動計画に関すること。 5. 部内業務計画の総合調整に関すること。 6. 避難施設の運営体制の整備に関すること。 7. ボランティア(福祉関係)に関すること。 8. 義捐金及び救援物資の受領・分配に関すること。 9. 武力攻撃災害等発生時の外国人の支援に関すること。
	避難救助班	社会福祉課 こどもサポート課 高齢者支援課 健康増進課 人権啓発室	1. 要配慮者世帯の安全確保及び支援に関すること。 2. 所管施設の保安全管理に関すること。 3. 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。
	救護班	健康増進課 高齢者支援課 (保健師)	1. 被災地等における感染症予防に関すること。 2. 被災住民の健康管理に関すること。 3. 被災地等における応急医療に関すること。 4. 医療機関との連絡等に関すること。 5. 医療品、衛生材料の確保及び配分に関すること。
衛生対策部	庶務班	市民生活課	1. 本部及び他部との連絡調整に関すること。 2. 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3. 部の庶務に関すること。 4. 部内職員の活動計画に関すること。 5. 部内業務計画の総合調整に関すること。 6. 埋火葬に関すること。 7. 遺体安置所及び遺体検死箇所の確保に関すること。
	防疫清掃班	市民生活課	1. 被災地等における防疫に関すること。 2. 被災地等における環境衛生に関すること。 3. 廃棄物等取扱業者との連絡調整に関すること。 4. 被災地等における廃棄物の処理に関すること。 5. 被災地等におけるし尿処理に関すること。 6. 所管施設の保安全管理に関すること。 7. 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。
	協力班	税務課	1. 市税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。 2. 被災地等における土地、家屋等の被害調査に関すること。 3. 部内他班、他部の応援に関すること。
農林水産商工 対策部	農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局	1. 本部及び他部との連絡調整に関すること。 2. 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3. 部の庶務に関すること。 4. 部内職員の活動計画に関すること。 5. 部内業務計画の総合調整に関すること。 6. 農林業施設及び農林産物の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 7. 家畜の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 8. 農協等関係機関との連絡調整に関すること。 9. 漁業施設及び水産物の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 10. 漁協等関係団体との連絡調整に関すること。 11. 災害用主食の調達、配給及び副食の確保に関すること。 12. 生活必需品等の調達及び確保に関すること。

部	班 名	担当課	所 掌 事 務
	経済建設班	経済建設課	1. 耕地、ため池等の保安全管理に関すること。 2. 耕地、ため池等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3. 漁港施設の保安全管理に関すること。 4. 漁港施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 5. その他応急の土地改良対策に関すること。
	商工観光班	商工観光課、 企業立地・雇用創造推進室	1. 市内観光客への情報提供、安否情報の確認に関すること。 2. 市内観光施設の保安全管理に関すること。 3. 市内観光施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 4. 災害用主食の調達、配給及び副食の確保に関すること。 5. 生活必需品等の調達及び確保に関すること。 6. 被災商工業者の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 7. バス、トラック等輸送事業者及び各交通関係機関との連絡調整に関すること。 8. 交通関係機関の運行状況に関すること。 9. 武力攻撃災害時等の交通の確保に関すること。
土木港湾対策部	土木港湾班	土木課	1. 本部及び他部との連絡調整に関すること。 2. 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3. 部の庶務に関すること。 4. 部内職員の活動計画に関すること。 5. 部内業務計画の総合調整に関すること。 6. 港湾施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 7. 港湾施設の保安全管理に関すること。 8. 道路橋りょう、河川等の保安全管理に関すること。 9. 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告に関すること。 10. 被災地等における交通規制等応急交通対策に関すること。 11. 道路橋りょう、河川等の復旧対策に関すること。
	建築住宅班	建築住宅課	1. 応急仮設住宅の建設に関すること。 2. 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。 3. 公営住宅の保安全管理に関すること。 4. 公営住宅の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 5. 建築物の応急危険度判定に関すること。
	都市下水班	下水道課	1. 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2. 雨水ポンプ場の運用及び内水氾濫対策に関すること。
		都市計画課	1. 公園等の保安全管理に関すること。 2. 公園等の被害調査及び報告に並びに復旧対策に関すること。
文教対策部	庶務班	教育総務課	1. 本部及び他部との連絡調整に関すること。 2. 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3. 部の庶務に関すること。 4. 部内職員の活動計画に関すること。 5. 部内業務計画の総合調整に関すること。 6. 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 7. 学校施設、設備の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。
	学校教育班	学校教育課	1. 児童及び生徒の避難に関すること。 2. 被災児童及び生徒の教育対策に関すること。 3. 災害時における教材器具の調達に関すること。
	生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課	1. 所管施設の保安全管理に関すること。 2. 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3. 市内文化施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 4. 文化財等の被害調査及び報告に関すること。 5. 文化財等の災害対策に関すること。
消防対策部	各分団	消防団	1. 消防団に関すること。 2. 水防対策に関すること。 3. 消防団による情報収集及び避難勧告等災害広報に関すること。

(14) 「柳井市国民保護現地対策本部」の設置（法 28 条関係）

市長は、避難住民の規模や武力攻撃災害の状況等を勘案し、現地において、重点的な措置を講ずる必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて「柳井市国民保護現地対策本部」（以下、「市現地対策本部」という。）を設置する。

この場合において、現地対策本部は、現地本部長の指示に基づき、県において設置される地方本部や当該地区の関係機関と連携を図りながら、現地での国民保護措置を迅速かつ的確に実施する。

① 組織

現地本部長：本部長が指名する者をもって充てる。

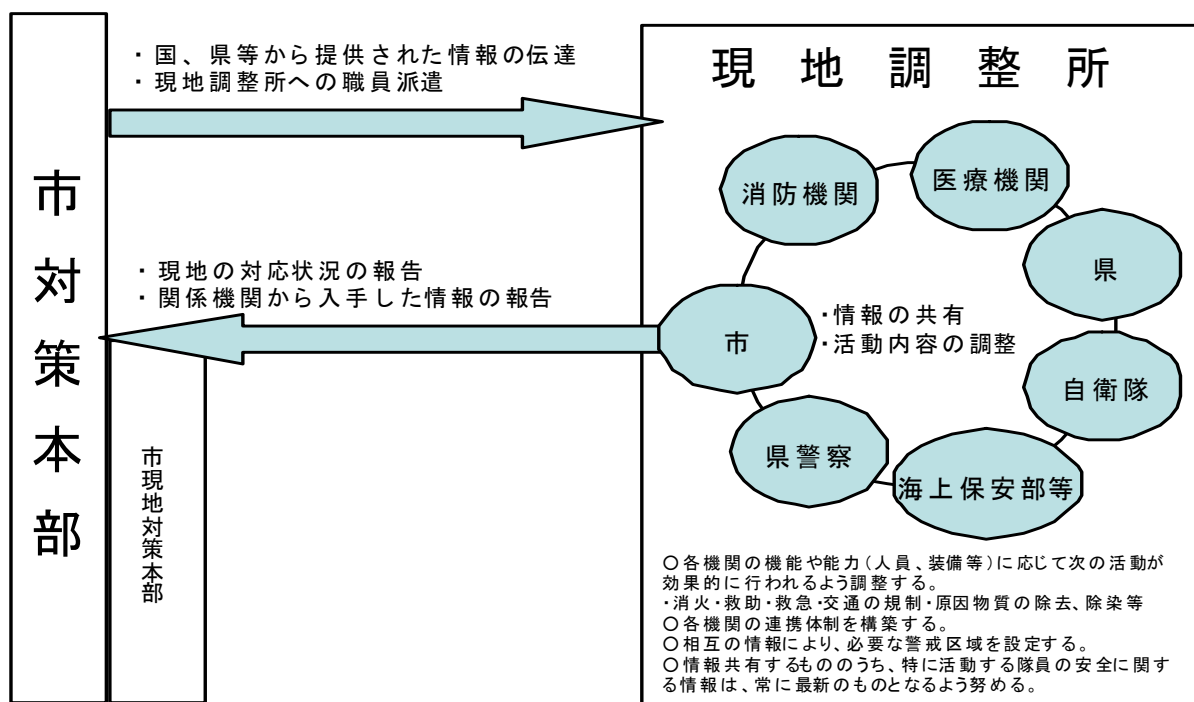
現地本部員：本部長が、現地対策本部設置の際に定める。

② 設置場所：各出張所

(15) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

※現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(16) 市対策本部の廃止（法 30 条関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保（危機管理課）

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携（危機管理課）

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

（法 29 条関係：危機管理課）

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20 条関係：危機管理課）

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町長等への応援の要求（法 17 条関係：関係部局）

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求（法 18 条関係：関係部局）

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託（法 19 条関係：危機管理課）

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(法 151 条～153 条関係：危機管理課・総務課)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等（危機管理課、総務課）

- (1) 他の市町に対して行う応援等（法 17 条関係）

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21 条関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法 4 条関係：危機管理課）

- (1) 自主防災組織等に対する支援（危機管理課）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等（社会福祉課）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ（危機管理課、商工観光課、農林水産課）

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導（法 70 条関係）
- 避難住民等の救援（法 80 条関係）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法 115 条関係）
- 保健衛生の確保（法 123 条関係）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等（法47条関係：全部局）

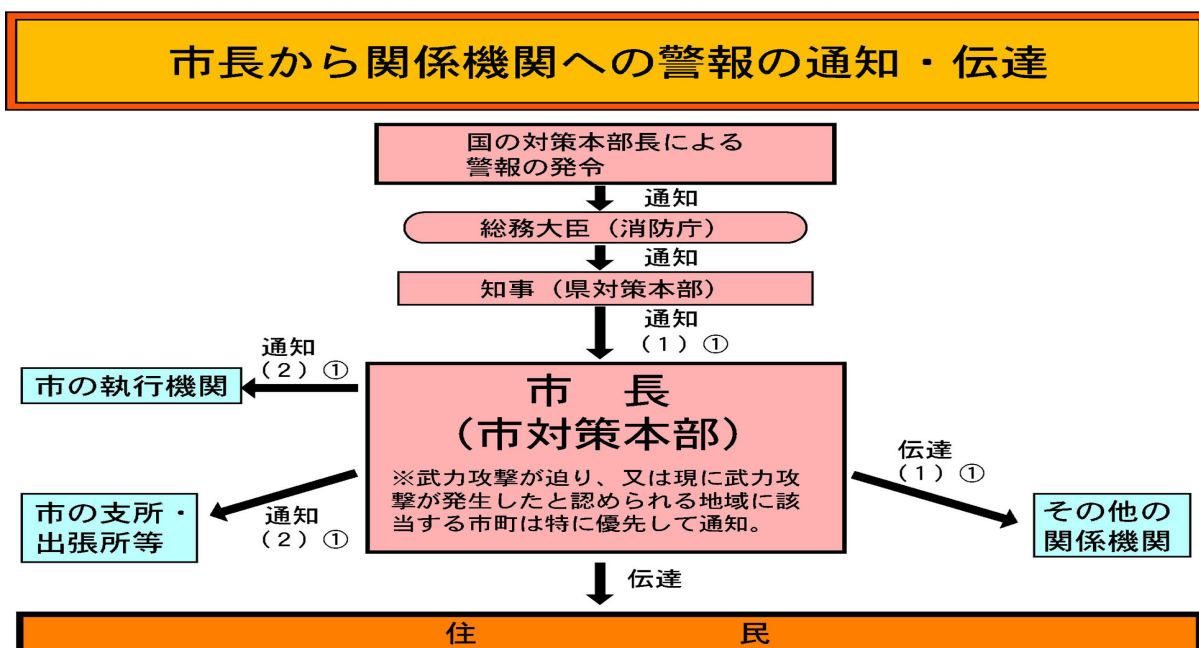
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city-yanai.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下図のとおり。



※市長は、ホームページ（<https://www.city-yanai.jp>）に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器等を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法 (法 47 条関係：全部局)

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載すること等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知（法 100 条関係）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

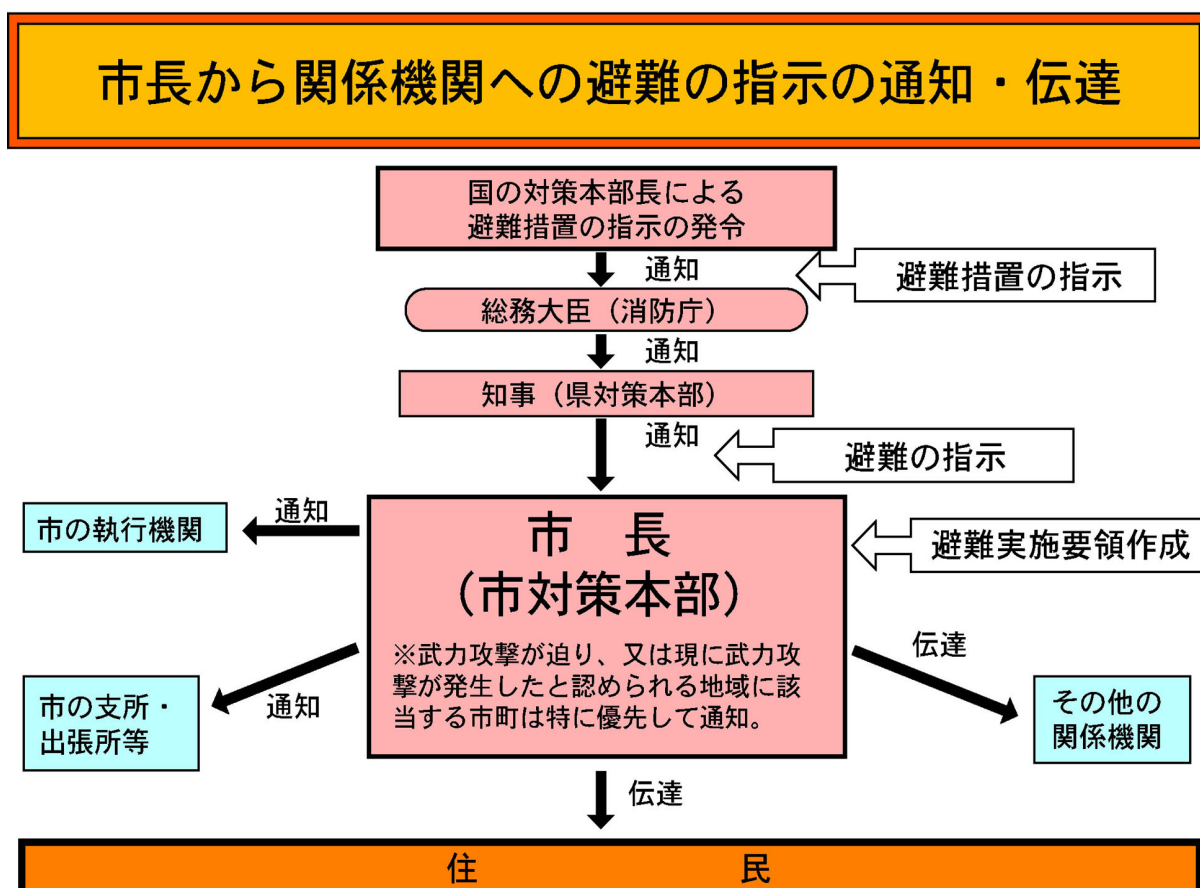
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達（法 54 条関係：全部局）

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定 (法 61 条関係：危機管理課)

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

※【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下は、県国民保護モデル計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

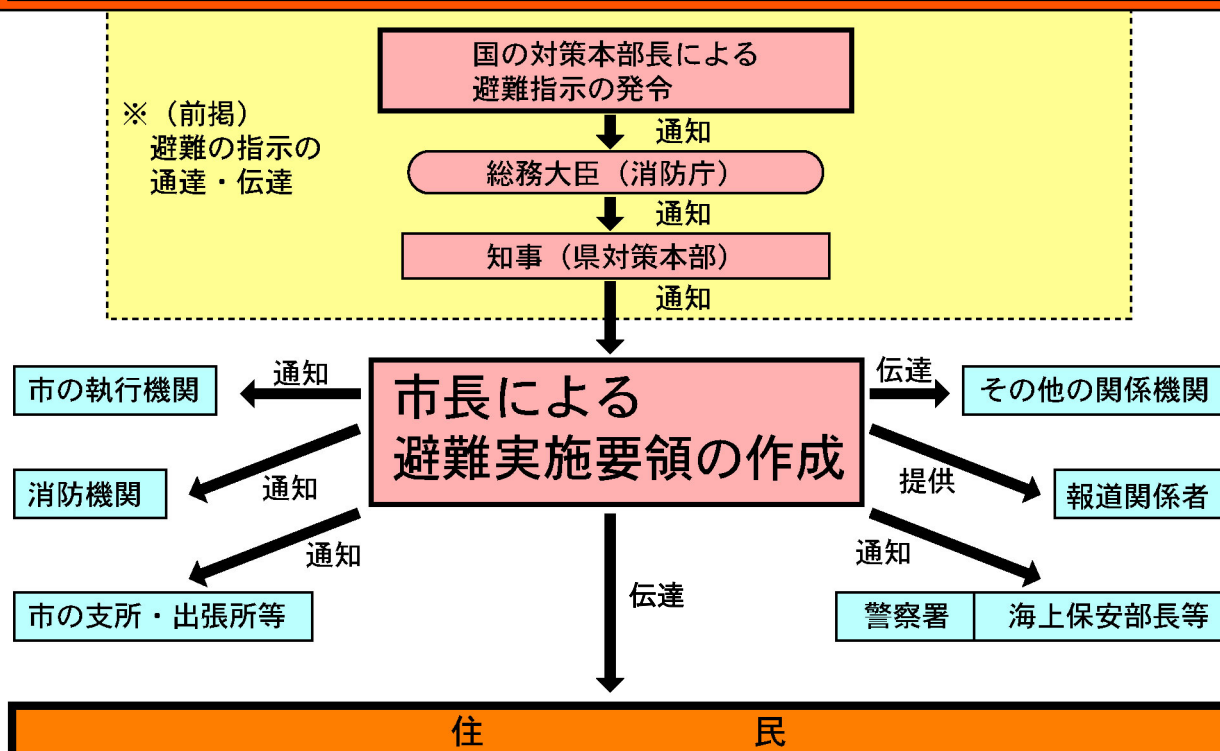
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（危機管理課）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動（消防本部、危機管理課）

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行

う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（危機管理課、消防本部）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請（危機管理課）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（危機管理課、健康福祉部）

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮（危機管理課、健康福祉部）

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における避難（商工観光課）

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応（関係部局）

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等（危機管理課）

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮（市民生活課、農林水産課）

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知（土木課）

市は、その管理に係る道路について、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等（危機管理課）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等（商工観光課）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置（危機管理課、関係部局）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

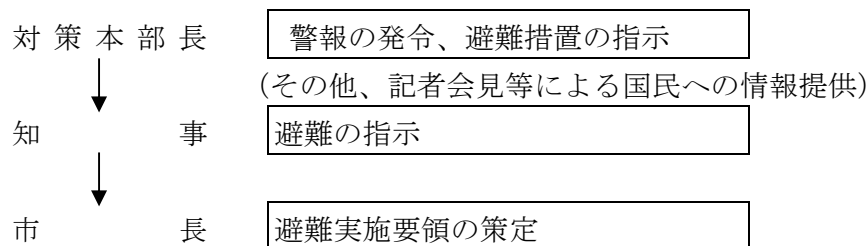
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平

素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

まず、一時避難場所までの移動したのち、一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動をする、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成 17 年 12 月 19 日閣副安危第 489 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第 169 号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

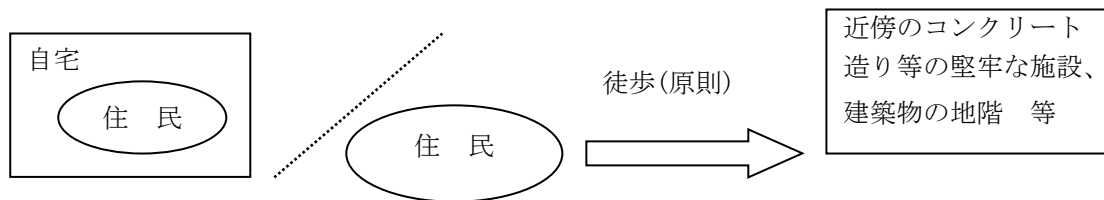
市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

5 基本的な避難の類型

住民の避難は、武力攻撃の類型や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の類型と方法は、以下のとおりとする。

① 屋内避難

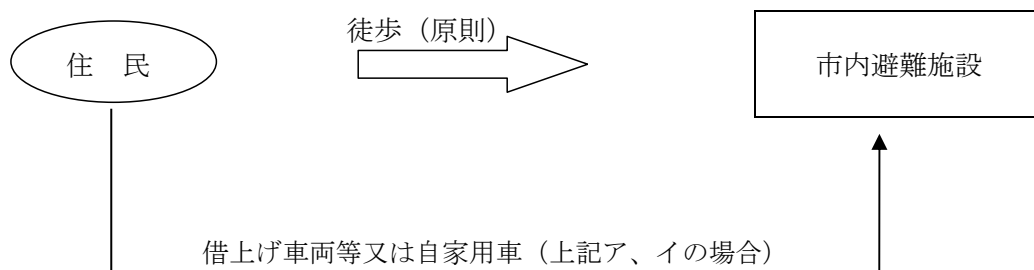
- 避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



② 市内避難

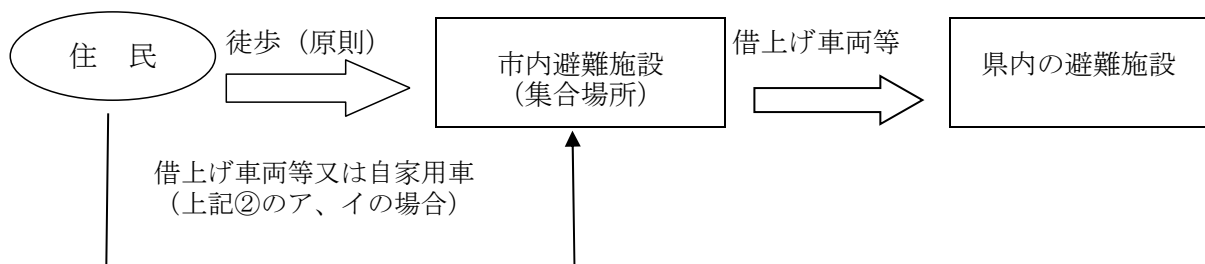
- 避難方法 徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む。）及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

ア 徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難
イ 半島、中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難



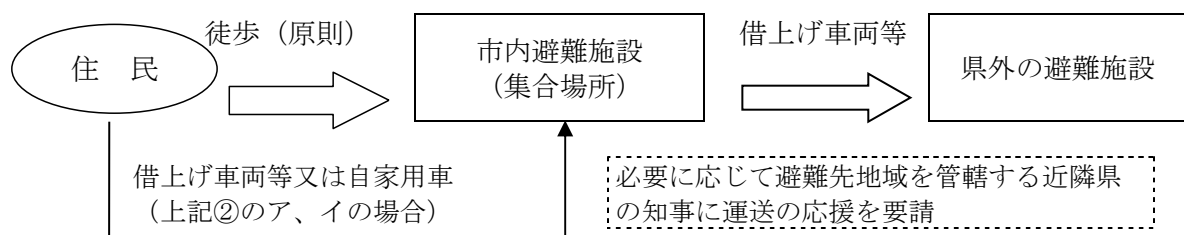
③ 県内避難

- 避難方法
- ・市内避難所への避難は市内避難のとおり。
 - ・市内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



④ 県外避難

- 避難方法
- ・市内避難所への避難は市内避難のとおり。
 - ・市内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する。

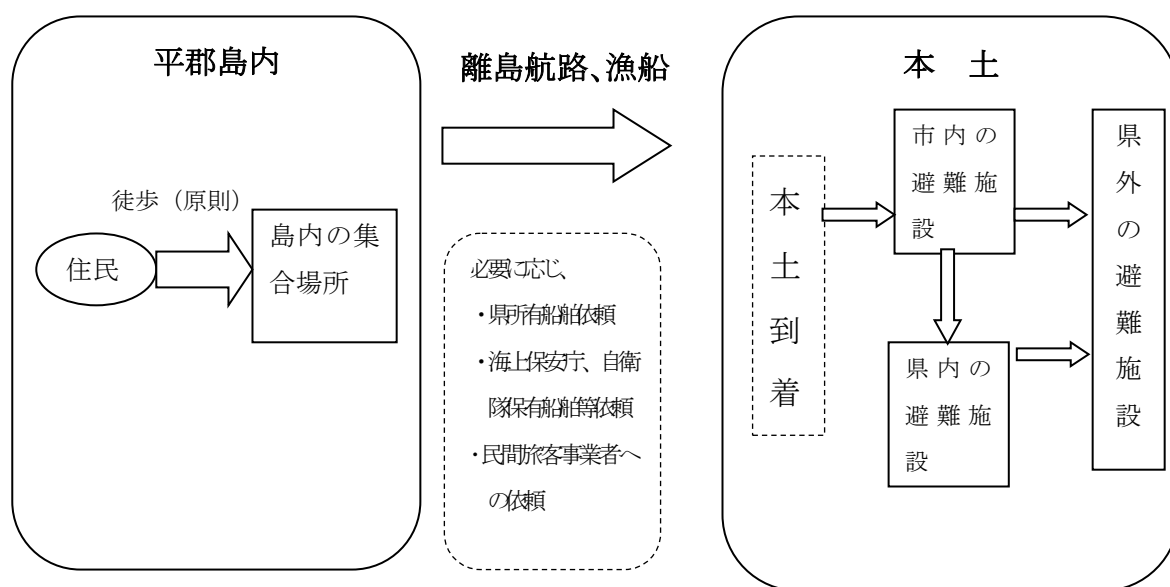


6 市の地域特性に応じた避難の方法

① 離島の全住民の本土への避難（着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合）

- ・ 山口県国民保護計画において、離島住民が本土へ避難する場合、離島航路の利用を基本とする
とあり、平郡島の場合離島航路のみでは対応がやや遅れるものとされている。この場合、
 - ア 県所有船舶（漁業取締船、教育実習船等）による運送を要請
 - イ 海上保安庁及び自衛隊に対し、航空機及び船舶による運送を要請
（状況によりヘリコプターによる運送を要請）
 なお、自衛隊との調整については、連絡員として県対策本部に派遣された自衛官を通じて行う。
- ウ 他の離島の旅客航路事業者に運送を依頼
- エ 国の支援を得て、民間の旅客航路事業者に運送を依頼
等により対応する。

- ・ 漁船により出漁している離島住民については、当該漁船により最寄りの本土側漁港に避難する
よう、市が漁協を通じて漁業無線、携帯電話等により連絡
- ・ 本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動



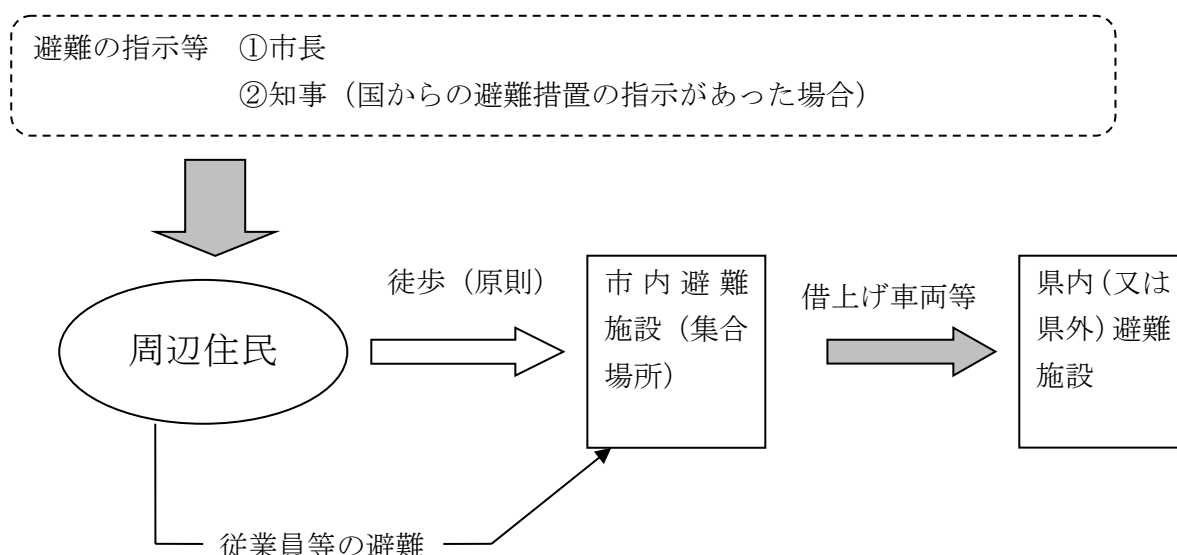
（参考）

島 名	人 口 (人)	旅客人員 (人)	往復回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)	ヘリ着陸 場所数
平郡島	213	158	2	平郡西 60	4.0	2

※ 人口は令和6年12月末現在 住民基本台帳より

② 柳井火力発電所に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

- ・ 柳井火力発電所内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、柳井火力発電所からの市及び警察当局等への通報に基づき、市長による避難の指示又は勧告により避難
- ・ 国からの避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難

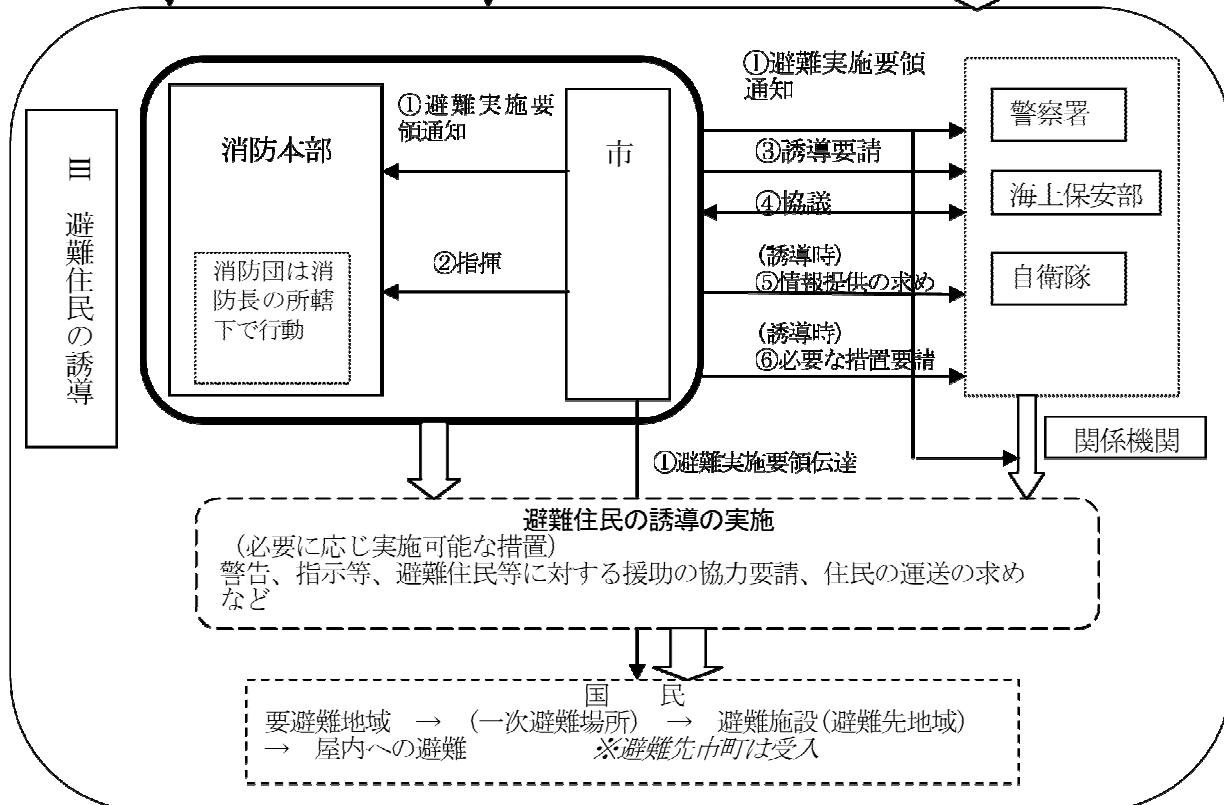
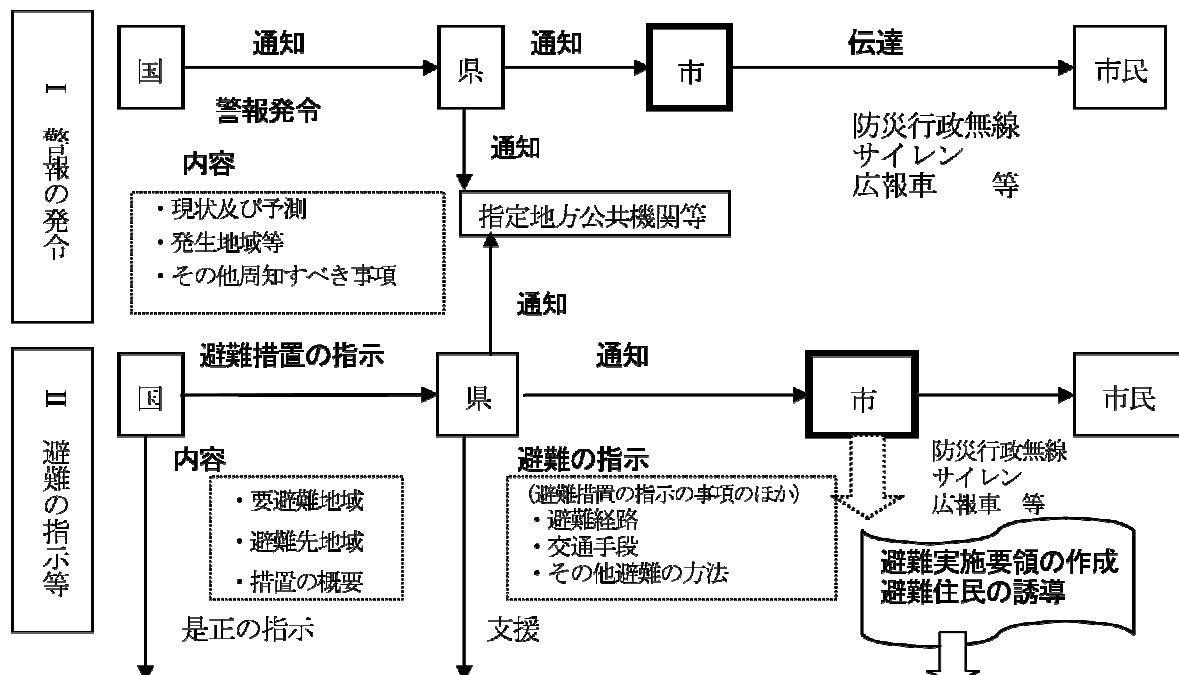


③ 中山間地域における避難

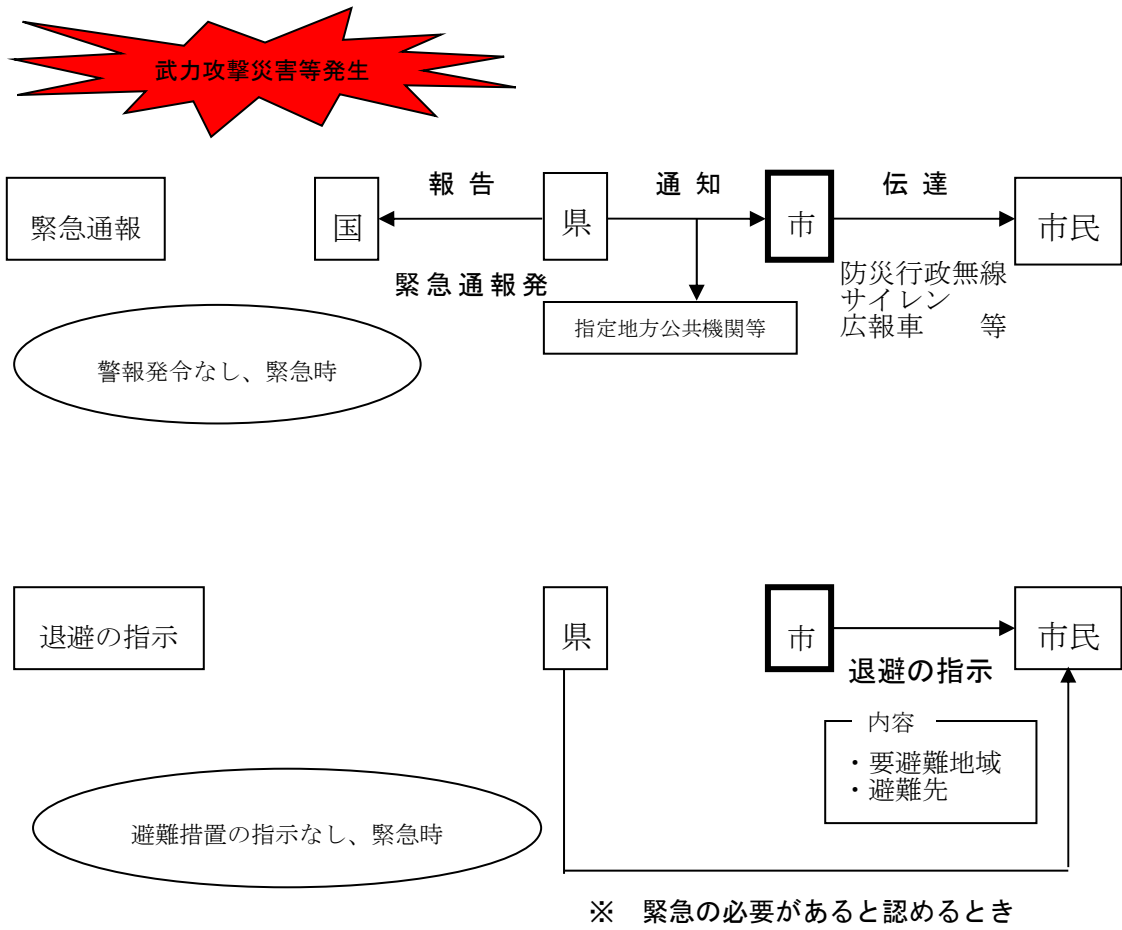
- ・ 避難の指示の伝達に当たっては、連絡が途絶するおそれがあることから、現在、保有するあらゆる伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会・消防団等）を活用し、全住民に迅速確実に伝達するものとする。
- ・ 避難実施に当たっては、あらかじめ一括輸送が可能な集合場所を地区ごとに定め、集合場所までは徒歩を原則としつつ、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察等の意見も踏まえ、自家用車等を含む交通手段の活用を図るなど、中山間地域の特性に配慮した避難を行うこととする。この場合において、避難行動要支援者について、配慮するものとする。



「国」→ 対策本部長
「県」→ 知事
「市」→ 市長



※ 国の警報、避難措置の指示がない段階では、以下のとおり



第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施（健康福祉部、市民部、教育委員会、救援の内容に応じた関係部局）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等（危機管理課）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携（危機管理課）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携（社会福祉課）

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又

はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（商工観光課、農林水産課）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容（県国民保護に示される内容）

① 収容施設の供与（健康福祉部）

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、地域交流センター等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与（危機管理課、商工観光課、農林水産課、下水道課）

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産（健康増進課）

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出（消防本部・危機管理課）

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集

⑤ 埋葬及び火葬（市民生活課）

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ・ その他、山口県広域火葬実施要領を踏まえた対応

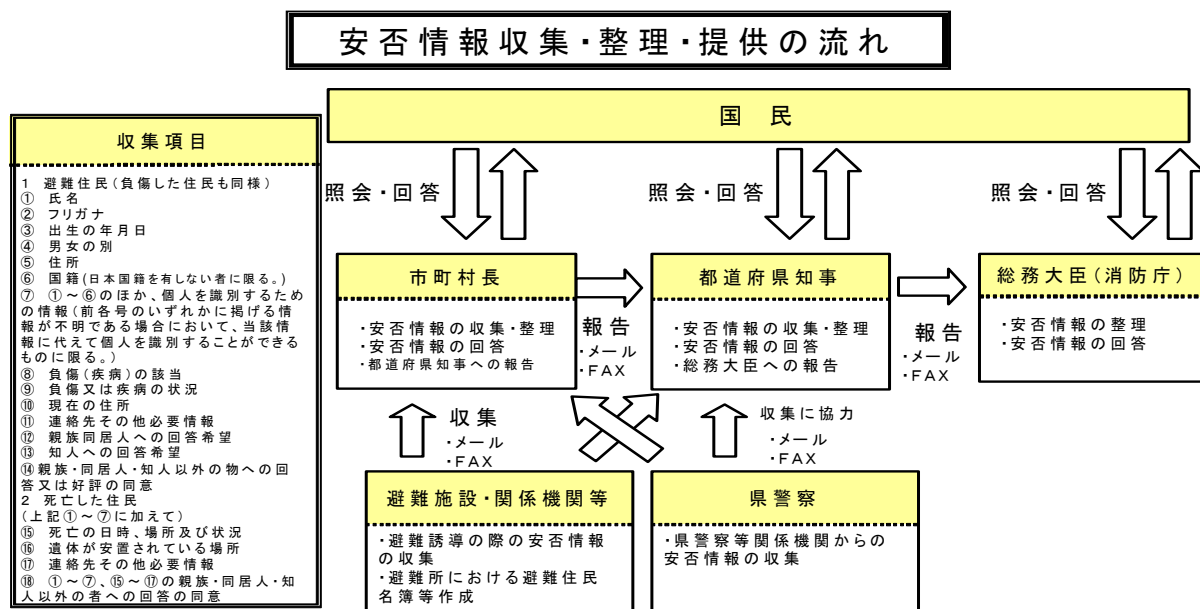
⑥ 電話その他の通信設備の提供（危機管理課・社会福祉課）

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

- ・ 聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（建築住宅課）
- ・ 住宅の被災状況の把握（被災戸数、被災の程度）
 - ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与（教育委員会）
- ・ 児童生徒の被災状況の把握
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理（消防本部・危機管理課・市民生活課）
- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（都市計画課、建築住宅課）
- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施工者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

（法 94 条関係：危機管理課、社会福祉課、こどもサポート課、高齢者支援課、健康増進課、教育委員会）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第 2 号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 (法 94 条：危機管理課)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 (法 95 条関係：危機管理課、市民部)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

※ 様式第 4 号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5 号により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 (法 96 条関係)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 (法 98 条関係：消防本部、危機管理課)

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法 112 条関係：消防本部、危機管理課）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置（法 111 条関係：危機管理課）

○ 市長の事前措置等

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

3 警戒区域の設定（法 114 条関係：危機管理課）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等 (法 113 条関係)

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めると

きは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等（消防本部、危機管理課）

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊の応援等に関する要綱及び緊急消防援助隊運用に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法 102 条関係：関係部局）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103 条関係：消防本部）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 柳井火力発電所に係る武力攻撃災害の発生防止

（市民生活課、危機管理課）

市は、生活関連等施設である柳井火力発電所については、中国電力株式会社が策定した国民保護業務計画（令和2年4月）と調整を図りながら、同社と連携して生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置等必要な対応を検討する。

第4 N B C攻撃による災害への対処（法 107・108 条関係：関係部局）

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対処を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告（全部局）

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保（健康福祉部、市民部、建設部）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道事業者とともに水道水の供給体制を確立する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理（市民部）

（1）廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（2）廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129 条関係：危機管理課、商工観光課、農林水産課)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等 (教育委員会、税務課)

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保 (下水道課、土木課)

(1) 水の安定的な供給

市は水道事業者と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等（法 158 条関係：危機管理課）

ア 特殊標章

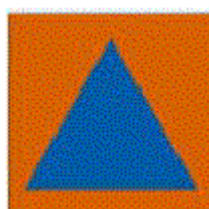
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付する許可権者の印を記載するための余地）	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付年の年月日/Date of issue _____	発行番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期限の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ _____ _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理（危機管理課）

市長（兼水防管理者）及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長（兼水防管理者）

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う消防長の所轄の消防職員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発（危機管理課）

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（法139・140条関係）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方（全部局）

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧（全部局）

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方（法 141 条関係：全部局）

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法 168 条関係：全部局）

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（法 159・160 条関係：全部局）

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161 条関係：全部局）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態（法 172 条関係：危機管理課）

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（危機管理課）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。